省　令

○総務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

総務大臣　片山　善博
外務大臣　前原　誠司

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在マレーシア日本国大使	マレーシア（在コタキナバル及び在ペナンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在コタキナバル日本国総領事	マレーシア（サバ州、サラワク州及びラブアン連邦直轄区の区域に限る。）

を

在マレーシア日本国大使	マレーシア（在ペナン日本国総領事の管轄区域を除く。）

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在コタキナバル日本国総領事	在マレーシア日本国大使

○農林水産省令第六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表大中型まき網漁業の項を次のように改める。

大中型まき網漁業	東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一分の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線、東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南支那海の海域を除く。）において操業する場合にあつては、毎航海、その他の場合にあつては、毎月の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内 翌月の十日まで

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第五号中「南緯四十度」を「南緯五十度」に、「北緯四十度」を「北緯五十度」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

訓　令

○外務省訓令第十七号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

外務大臣　前原　誠司

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在マレーシア日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	セランゴール州、パハン州、マラッカ州、ヌリ・スンビラ州、ジョホール州

を、

在マレーシア日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	マレーシア（在ペナン日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

に改め、

在コタキナバル日本国総領事	サバ州、サラワク州、ラブアン連邦直轄区

を削る。

附　則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百四十四号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月二十七日

総務大臣　片山　善博